

ユネスコにおける登録制度の比較

	世界遺産	無形文化遺産	記憶遺産	エコパーク	ジオパーク	クリエイティブ・シ ティーズ・ネットワーク
対象	世界遺産条約(1972年ユネスコ総会にて採択)に基づき、建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」を、顕著な普遍的価値、完全性、真正性等の審査基準に基づき指定	無形文化遺産保護条約(2003年にユネスコ総会にて採択)に基づき、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術等の無形文化遺産を、文化の多様性を反映し人類の創造性証明へ貢献するものであること、保護措置が図られていること、関係者の同意を伴うものであること等の審査基準に基づき登録	手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、図画、地図、音楽、フィルム、写真等の記録物を、真正性や唯一性、世界的重要性等の審査基準に基づき指定	生態系の保全と持続可能な利活用の調和に取り組む地域を、適切なゾーニング(核心地域、緩衝地域、移行地域)の設定等の審査基準に基づき指定	地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産を保護し、研究への活用や科学・防災教育、地域振興に取り組む地域を、当該地質学的遺産の適切な保護等の審査基準に基づき指定	経済、社会、文化、環境の観点から、創造性を持続可能な発展の戦略として位置づけている都市を、プロジェクトの具体性やネットワークへの貢献等の審査基準に基づき指定
全世界力所数	1,031件(2015年7月現在)	336件(2015年12月現在)	348件(2015年10月現在)	651地域(2015年6月現在)	120地域(2015年11月現在)	116都市(2015年12月現在)
日本力所数	19件	22件	5件(1件はスペインとの共同申請)	7地域	8地域	7都市
国内における選定プロセス	締約国である日本政府が決定した候補案件をユネスコに申請(文化遺産については文化審議会が推薦候補を選定、自然遺産については世界自然遺産候補地に関する検討会が推薦候補を抽出し、世界遺産条約関係省庁連絡会議を経て閣議了解により推薦書の提出が決定される。)	文化審議会を選定後、関係省庁連絡会議における決定を経て、ユネスコに提案	日本ユネスコ国内委員会記憶遺産選考委員会において国内公募を実施し、選定した2件をユネスコに申請。ただし、共同申請の場合は制限されない	日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会において申請案件を選定し、ユネスコに申請	日本ユネスコ国内委員会がナショナルコミッティとして認証した、日本ジオパーク委員会が審査業務を実施	日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会の承諾を経て、当該自治体がユネスコに直接申請
申請の上限	暫定リストに掲載した物件の中から各国2件(2件審査を受ける場合、うち1件は自然遺産又は文化的景観であることが要件。審査総数は45件以内)	各国1件	各国2件	なし	各国2件	なし(登録されるのは1国最大3都市。その場合、2分野以上。)
審査主体	世界遺産条約により指定された諮問機関(イコモス)(文化遺産)及びIUCN(自然遺産)が推薦案件の評価を行い、選挙で選ばれた21カ国からなる世界遺産委員会が諮問機関の評価を踏まえて登録の可否を決定する。	無形文化遺産保護条約政府間委員会の下に設立された評価機関が提案案件の評価を行い、選挙で選ばれた24カ国からなる政府間委員会が評価機関の評価を踏まえて登録の可否を決定する。	ユネスコ事務局長が任命した委員により構成される国際諮問委員会が、同委員会に置かれた登録小委員会の勧告を踏まえ登録の可否を決定する。	ユネスコ総会で選出された34カ国により構成されるユネスコMAB国際調整理事会が、BR国際諮問委員会の勧告を踏まえ登録の可否を決定する。	世界ジオパークネットワークとの連携の下、ユネスコ世界ジオパーク・カウンシルが審査を行い、その勧告を踏まえ、ユネスコ執行委員会が登録の可否を決定する。	ユネスコ担当部局の専門家や、NGO、大学、登録都市の専門家等、外部からの助言を経て、ユネスコ事務局長が登録の可否を決定する。